

『付法藏因縁伝』とその発展

—P二七七六写本とその異本—

田 中 良 昭

一、西天祖統説の源と流

西天祖統説の成立と展開については、二つの源流をあげることができる。その一つは東晋の義熙七年（四二一）に観賢訳した『達摩多羅禪經』（以下『禪經』）の卷上首部、及び慧遠の付した序文（以下『禪經序』）中にみられる『禪經』系の八祖説、今一つは元魏の延興二年（四七二）に吉迦夜と曇曜の共訳したという『付法藏因縁伝』（以下『付法藏伝』）の二十三祖説である。この内最初に用いられたのは、天台宗の開祖智顕が、その代表作『摩訶止観』（五九四）の卷一上に依用した『付法藏伝』であって、智顕は『付法藏伝』が摩訶迦葉から師子に至る二十三祖説を主張したものであることを述べた上で、末田地を第三祖とすると二十四説になることを説いている。この末田地を加えた二十四祖説の方が二十三祖説よりもは流布したようで、智顕が『摩訶止観』に先立つて、隋の

開皇九年（五八九）靈裕によつて開鑿された河南宝山靈泉寺大住聖窟南壁左方の伝法聖師二十四祖像は、第三祖末田地を加えた二十四祖説に拠るものであり、それからおよそ一〇〇年を経た唐の則天朝（六八九—七〇五）に彫像された竈門石窟擂鼓台三洞の内、中洞の後及び左右の腰壁にある二十四祖像も、各像の肩に『付法藏伝』の文句が刻されている通り、この二十四祖説に拠るものである。この二十四祖像と各像の肩に刻された『付法藏伝』の文句との間には、一致しない部分がみられるが、彫像された祖師像の数が二十四軀であることは、これが末田地を第三祖に加えた二十四祖説に拠ったことを物語っている。

この擂鼓台三洞に隣接して看経寺洞があり、その造営は開元二〇年（七三二）頃とされているが、そこには二十九祖像がある。この二十九祖像は羅漢像であり、これがいかなる系統で主張され、いかなる内容のものであるかは明らかでないが、

少くともこれが禅宗系統のものでないことは明らかである。

何故ならば、この看経寺洞が造営されたとみられる開元二〇年頃といえば、禅宗ではかの有名な荷沢神会（六七〇—七六二）が、滑台の大雲寺に無遮大会を設け、北宗禅を傍系としてしりぞけ、南宗禅の正統性を主張した法論の行われた時であり、この神会までは、禅宗における西天祖統説は『禪經』系に拠つており、『付法藏伝』とはまったく無縁であったからである。

すなわち禅宗における伝燈説の発生についてみると、それはまず北宗禅において主張され、五祖弘忍の弟子法如（六三八—六八九）の行状を記す『唐中岳沙門釈法如禪師行狀』（『法如禪師行狀』）に、『禪經序』に依つたことを明記して、阿難一末田地一舍那婆斯の三代の伝燈を述べたのが最初である。

その後この説を継承した杜朏の『伝法寶紀』も、その序文冒頭にこれとほぼ同様の記述をなし、東土については、『法如禪師行狀』が達摩より法如に至る六代の伝燈を述べるのを承けて、その後に大通すなわち神秀を加えた七代の伝燈を主張している。『伝法寶紀』の成立は七一〇年頃とされるが、この神秀を達摩正系とする主張に対し、敢然として攻撃の狼煙をあげたのが神会であり、その法論の行われたのが前述の如く開元二〇年（七三二）であった。しかし神会の主張した伝燈説も、こと西天に関しては北宗禅と同様『禪經』系による西

天八祖説であった。ただ北宗禅では阿難一末田地一舍那婆斯の三代の伝燈を明らかにするのみであったのに、神会の『菩提達摩南宗定是非論』（以下『定是非論』）では、如来一迦葉一阿難一末田地一舍那婆斯一優婆崛一須婆蜜一僧伽羅叉一菩提達摩というように、西天八祖説が明示されている。しかも『定是非論』では、本来『禪經』系のいう第八代の菩提達摩多羅を、菩提達摩にすり換える作為がなされるが、そうしたこととは今は問わない。ここでは、神会が主張したのは、『定是非論』に明らかなように『禪經』系の西天八祖説であったという事実であり、これと同時代に造営されたとみられる看経寺洞の二十九祖像が、禅宗伝燈説によつたものではないことを明らかにすれば十分だからである。

さて、文献の上で西天二十九祖説を最初に主張したのは、李華が中国天台宗の第五世左渓玄朗のために撰したといふ『故左渓大師碑』（七五四）である。ここでは二十九祖の内容こそ明らかにしていないが、大迦葉より菩提達摩に至るに二十九世であることを明記している。禅宗初祖とされる菩提達摩が、このように西天二十九祖であることを明らかにしたのは、この資料が最初であるが、この資料自体は天台系のものであるからして、先の看経寺洞の二十九祖像は、或いは天台系の主張に拠るものであつたのかも知れない。いずれにせよこの看経寺洞の造営された七三二年頃から、『故左渓大師碑』

の出現した七五四年頃にかけて、從来まつたく別個の存在とみられた『禪經』系の西天八祖説と、『付法藏伝』の西天二十三乃至二十四祖説が結合され、両者の重複を整理して西天二十九祖説という新たな伝燈説が確立したことは事実であろう。

達摩を第二十九祖とする西天祖統説が文字通り禪宗で主張されるのは、この『故左渓大師碑』から二〇年を経た七七四年に、四川省成都に発展した淨衆寺無相、保唐寺無住による淨衆宗、保唐宗の燈史の書である『歴代法寶記』においてである。『歴代法寶記』は、その巻首にこの書が依用した文献三十七種を列記するが、その中に『付法藏伝』の名をあげ、正法の由來を述べるに際してこの『付法藏伝』を依用し、迦葉から末田地を含めて師子比丘に至る二十四祖の伝燈系譜を掲げている。

問題はこの第二十四代師子比丘以後である。『付法藏伝』では、この師子比丘が弥羅掘王の破仏に遭い、利劍でもって斬られたところ、頭中には血が無く、唯だ乳が流出し、法を相付すべき人はここに至つて断絶したといい、その後の付法藏傳はなかつたとしている。しかしこれでは東土の伝燈に結合させることができない。そこで『歴代法寶記』は、この『付法藏伝』の師子比丘以降の記述を大胆に改竄した。すなわちまず師子比丘が舍那婆斯に付属したことを述べ、その上で破仏

をした弥羅掘王の発心帰仏があり、師子比丘によつて仏法が再興され、その後は舍那婆斯—優婆掘—須婆蜜多—僧伽羅又—菩提達摩多羅の五代に相付されたとし、最後に「西国二十九代、除^ニ達摩多羅、即^ニ一十八代也。」と結んでいるのである。この舍那婆斯以降の五代の伝燈は、先に述べた『禪經』系の八祖説から、『付法藏伝』の二十四祖説と重複する最初の迦葉—阿難—末田地の三祖を除いたものであり、こうして『付法藏伝』の二十四祖と『禪經』系の五祖とを結合した二十九祖説が確立されたのである。

この舍那婆斯を第二十五祖とする新たな西天二十九祖説が一たび禪宗内で成立すると、その後に出現する禪宗伝燈説は、この『歴代法寶記』の主張を依用するようになる。ただし『歴代法寶記』の二十九祖説をそのまま依用した禪宗伝燈説はなく、師子比丘の後を舍那婆斯とする舍那婆斯系の伝燈資料にあつても、その後に初出する『曹渓大師伝』(七八二)が第三代末田地を除いた二十八祖説、敦煌本『六祖壇經』(七九〇年頃)が第三代末田地を入れて第六代弥遮迦を除いた二十八祖説、更に最澄の『内証仏法相承血脉譜』(八一九)と宗密の『圓覺經大疏鈔』(八二三)が共に第三代末田地を除いた二十八祖説というように、すべて二十八祖に變つてゐる。また『歴代法寶記』が『禪經』の達摩多羅を菩提達摩多羅とした作為は、それから七年後に出現した『曹渓大師伝』において、

再び『禪經』の達摩多羅に復され、この達摩多羅の呼称は『圓覺經大疏鈔』にも用いられているが、敦煌本『六祖壇經』と『内証仏法相承血脉譜』では、菩提達摩(磨)が用いられ、必ずしも統一されていない。また師子比丘から達摩多羅乃至は菩提達摩に至る間の舍那婆斯—優婆掘—婆須蜜—僧伽羅叉の四祖については、前記諸資料間には順序の混乱こそみられるが、この四祖を経て達摩多羅乃至は菩提達摩に至ったとすることは、すべてに共通している。すなわち舍那婆斯系では、師子比丘までを二十四祖と数える『歴代法寶記』にあっては、その後の四祖に菩提達摩の都合五祖を加えた二十

九祖説(二十四祖十五祖)、師子比丘までを二十三祖と数えるその他の資料にあっては、それに五祖を加えた二十八祖説

(二十三祖十五祖)となつていることが知られるのである。

こうしてみると、西天二十四祖説は、舍那婆斯系にあっては『歴代法寶記』以後まったくみられなかつたことであり、

『曹溪大師伝』以後はすべて西天二十三祖説なのである。

二、P二七七六写本の本文

舍那婆斯系では『歴代法寶記』以後すべて西天二十三祖説であることは先に述べた通りであるが、同じ舍那婆斯系でありながら、師子比丘を第二十四祖とし、この師子比丘の伝を『付法藏伝』を用いて述べつつも、師子比丘の教法が更に四

代に伝わつたことを主張し、次に第二十五代を舍那婆斯として、師子比丘から舍那婆斯への付法のことは『歴代法寶記』を用いて述べつゝも、『歴代法寶記』では第二十九代とされた菩提達摩多羅をあえて第二十八代とし、そうするためには婆掘と須婆蜜の二人の祖師を作為的に結合して、優婆掘須婆蜜という名の一人の人物に仕立てあげたまつたく新たな二十八祖説を主張した新資料が出現した。これが敦煌本のP二七七六の紙背文書である。以下その本文を、この書の著者が依用した『付法藏伝』と『歴代法寶記』の該当箇所を対照して示してみよう。

P二七七六V

『付法藏因縁伝』卷六 (大
正五〇・三二一〇)

第廿四代付法藏人聖者師子

比丘

昔、尊者鶴勒那夜奢、臨_ニ當_ニ
滅度_ニ、告_ニ一比丘名曰_ニ師子_ニ、
仏以_ニ勝法_ニ付_ニ大迦葉_ニ。如_ニ是
展転、乃至_ニ於我_ニ。ニ今欲_ニ滅、
累_ニ囑_ニ汝_ニ。汝當_ニ勤_ニ心、流_ニ
通於世_ニ。師子答言、唯然受_ニ
教。

師子比丘、於_ニ罽賓國_ニ、大作_ニ

(前略)

復有_ニ比丘名曰_ニ師子_ニ、於_ニ罽

仏事、化度衆生。自悟、末代

伝法、命如懸絲。心下有^三仏教

流^二易舍那波斯、心生^一誠形。

時彼國王弥羅掘、邪見熾盛、

心無^二敬信。於^一罽賓國、毀^一塔

壞^一寺、殺^一害衆僧。即以^二利

劍、用斬^一師子、頭中无^一血、

唯流^二白乳。相付法人、於是

便絕。

如^一此之法、為^二大明燈、能

照^一世間愚痴黑闇。是故如上諸

賢聖人、皆共頂戴、受持守護。

更相付囑、常轉^二法輪、為^一諸

有情、起^二大饒益。斷^一塞惡道、

開^一人天路。近至^二最後、斯法

衰殊。賢聖隱沒、无^二能建立。

世間闇冥、永失^二大智。造^一作

惡業、行^二十不善。命終多墮^一

三惡八難。是故智者、宜當^二觀

察^一。無上勝法、有^二大功德。微

妙淵遠、不可思議。

其王生^一悔故、請^二舍那波斯、

賓國、大作^二仏事。

盛、心無^二敬信。於^一罽賓國、

毀^一壞塔寺、殺^一害衆僧。即以^二利

劍、用斬^一師子、頂中無^一血、

唯乳流出。相付法人、於是

便絕。

如^一此之法、為^二大明燈、能

照^一世間愚痴黑闇。是故如上諸

賢聖人、皆共頂戴、受持守護。

更相付囑、常轉^二法輪、為^一諸

有情、起^二大饒益。斷^一塞惡道、

開^一人天路。逮至^二最後、斯法

衰殊。賢聖隱沒、無^二能建立。

世間闇冥、永失^二大智。造^一作

惡業、行^二十不善。命終多墮^一

三惡八難。是故智者、宜當^二觀

察^一。無上勝法、有^二大功德。微

妙淵遠、不可思議。

(後略)

尼及弥沙訶等。

再興正法、外道宗典、駢令^一出^二國。因^一茲師子比丘教法、更

傳^二四代。望者舍那波斯、子比丘受付一代教時。

第廿五代付法藏人聖者舍那

波斯

『歴代法寶記』(大正五一・

一八〇a—b)

昔者、師子比丘、罽賓國盛行^二仏教。有^一羅漢名^二舍那波斯。

從^一中天竺^二來、向^一此國。於^二

師子比丘^一受^二一代教^一時、師子

比丘言、仏以^二正法、付^一大迦

葉。如^一是轉展、乃至^二於我^一。

我今在^二世難期^一。遠劫一代時

教、將^一付^二於汝^一。汝當^二守護、

莫^一令^二法眼斷絕^一。舍那波斯、

受^一此法^一已、深生^二頂禮^一。却^二

帰竺國。其罽賓國王、名^二彌多

羅掘^一。不¹信²仏法、毀¹塔壞²寺、殺¹

害衆生、奉²事¹外道末曼尼及彌

沙訶等。

師訶等。

其師子比丘、故來化此國。

王。其王無道、自手持斬、立

於師子比丘之前。口云、若是

聖人諸師等、惣須誠形。

師子比丘稱言、但殺貧僧一

人、驗取凡聖。何要諸師誠

形。

其王別無收劍之計、即研

時、師子比丘、示形身流

白乳。末曼尼弥師訶等、被

刑死、流血灑地。

其王、心生悲悔、再崇仏

教。即於中天竺國、命此師

子比丘弟子舍那波斯、於南天

竺國、廣行仏教。

其王、發心帰仏。

即命師子比丘弟子、師子比丘

先付、囑舍那婆斯已、入南

天竺國、廣行教化、度脫衆

生。

之。

其外道宗主數十人、於朝

堂立架懸首、遣舉國人射

之。

其王、出勅告令天下、有

人行此外道教法、罪同此例。

因茲師子比丘教法、舍那

國。其王無道、自手持利劍

口云、若是聖人諸師等、總須

誠形。

囑菩提達摩多羅。前後相付甘

蜜付、囑僧伽羅。僧伽羅又付

八代事有本伝。望者優婆掘須婆蜜、從尊者舍那波斯

代、除達摩多羅即二十八代

受付囑
代教時。

波斯再以興建、廣度衆生。

舍那波斯、所作已畢、付

掘付、囑須婆蜜多。須婆蜜多

蜜付、囑僧伽羅又。僧伽羅又付

囑菩提達摩多羅。西國二十九

代、除達摩多羅即二十八代

也。

(後略)

このP二七七六は、西天祖統説の内、第二十四祖の師子比丘と第二十五祖の舍那婆斯、そしてその後第二十八祖の菩提達摩多羅に至る系譜を示した一断片にすぎないが、この書の異本については、次項に述べる如く断片的ではあるが現在までに敦煌写本中に十数種の多きを数えることが判明している。すなわちこの書は、元来は今問題の伝燈説の外に、仏十大弟子やインド・中国における高僧の因縁記や讚文を連写したものであったことが知られるのである。以下それらの異本について考察してみよう。

王即追尋外道末曼弟子及

弥師訶弟子等、得已於朝堂

立架懸首、舉國人射之。

罽賓國王、告令諸國、若

有此法、驅令出國。

因師子比丘、仏法再興。

P二七七六写本が、第二十四祖の師子比丘については『付法藏伝』を、第二十五祖の舍那波斯から第二十八祖の菩提達摩多羅までは『歴代法寶記』を依用し、しかも『歴代法寶記』

における菩提達摩多羅が第二十九代とされていたのを意識的に第二十八代に改竄し、そのために本来別人であるべき優婆掘と須婆蜜を結合して、優婆掘須婆蜜なる人物を創作したことを見たのであるが、このP二七七六写本の異本とみられるものが、敦煌写本中に数多く存在する。そこで本項ではそれらの異本を蒐集して紹介し、各異本の内容を検討することによつて、これら一連の文献の全体像を明らかにしていきたいと考える。

〔 〕 スタイン本

1 S 二六四 『大仏頂万行首楞嚴經』卷六の紙背文書で、

二部からなる。第一部は四紙六一行で、最初と最後の各二行に、

「聖者羅睺羅從尊者提婆菩薩承受一代教法時」

とあり、三行目に、

「第十四代付法藏人聖者提婆菩薩」

の標題、以下五六行にわたつて『付法藏伝』卷六迦那提婆

章の抄録（大正五〇・三一八c—三一九c）がある。

第二部は三紙五二行で、第一行に、

「摩訶迦葉頭陀第一」

の標題、以下五行にわたつて四言一六句からなる摩訶迦葉の讃文がある。以下に出現する仏十大弟子の讃文はすべてこの形式である。続いて第六行から第七行にかけて、

「第二代付法藏人聖者阿難陀聖者」

の標題、以下七行目から一四行にわたつて『付法藏伝』卷二阿難章の抄録（大正五〇・三〇一a—三〇三b）がある。

次に一行分の余白の後二一行目に、

「第三代付法藏人聖者商那和修」

の標題、以下二二行目から四四行にわたつて『付法藏伝』卷二商那和修章の抄録（大正五〇・三〇三b—三〇四c）がある。その後の余白には各代毎に二行ずつ、しかも最初の三代は左から右へと行を逆にして、

「第一代聖者羅漢比丘從尊者大迦葉波承受付囑時」

「第二代聖者羅漢比丘從尊者阿難陀承受付囑時」

「第三代聖者羅漢比丘從尊者商那和修承受付囑時」

と記され、その後の二行には右から左へ、

「第十六代聖者羅漢比丘從尊者僧伽難提承受付囑（以下
断欠）」

とある。

2 S 二七六 曆の紙背文書で四紙六三行（但し尾部九行不明）からなり、一行目に、

「阿難惣持第一」

の標題、以下一行目から四行にわたつて阿難の讃文があり、五行目からの三行には細字にて摩訶迦葉の讃文があるが、これは先に述べたS二六四の「摩訶迦葉頭陀第一」の

内容と一致する。それに続く八行目には、

「釈迦大師滅度之後、第一代付法藏大迦葉」

とあり、この八行目から二五行目（但し二四行目下半分は細字雙行、二五行目も細字）までの一八行にわたって『付法藏伝』卷一摩訶迦葉章の抄録（大正五〇・二九七a—三〇—a）がある。この第二五行の下方末尾に細字にて、「摩訶迦葉頭陀第一」

とあるのは、以上の摩訶迦葉の略伝全体の標題ではなく、先の五行目から三行にわたる讀文の標題とすべきものである。

続いて二六行目の最初に、

「靈州吏和尚因縁記」

の標題、以下四六行目までの二一行にわたって靈州龍興寺白草院史和尚の因縁記が記され、二行分の余白の後、四七行目に、

「仏図澄羅漢和尚讚」

の標題、以下五三行目までの七行にわたって仏図澄和尚の讀文がある。その後五四行目に、

「羅什法師讚」

の標題、以下六二行目までの九行にわたって鳩摩羅什法師の讀文があるが、これはほとんど判読できない。ただ末尾の六三行目に細字にて、

「第廿五代付法藏人聖者舍那波斯」と記されているのが注目される。

3 S 三六六 糧食帳の紙背文書で、一紙九行からなり、比較的大きな文字で記されている。一行目に、

「第廿三代付法藏人聖者鶴勒那夜奢」

の標題、以下二行目から八行にわたって『付法藏伝』卷六鶴勒那夜奢章と同一の本文（大正五〇・三二一c）が記されている。ただこの場合は『付法藏伝』の抄録というよりも、前半の正法付嘱を述べる部分はむしろこれを補つてより詳細になっていることが注目される。

4 S 一〇五三 紙背が糧食帳で、三紙四六行からなる。一行目に、

「第十四代付法藏人聖者提婆菩薩」

の標題、以下四四行にわたって『付法藏伝』卷六迦那提婆章の抄録（大正五〇・三一八c—三一九c）がある。そして最後の四六行目に細字にて、

「聖者羅睺羅從尊者提婆菩薩受付嘱時」

とあり、以下を欠いている。

(二) ペリオ本

1 P 二六八〇 紙背に『声聞唱道文』一一行、「優波梨持律第一」と題する五行の讀文、「大般若付經歴」と題する一八行、及び雜物帳のある一二紙一八一行からなる長文で

ある。一紙一行目に、

「唯識論師世親菩薩本生縁」

の標題、以下二紙二二行目までの二四行にわたって世親の因縁記があり、続いて二紙二三行目に、

「唯識大師无着菩薩本生縁」

の標題、以下三紙八行目までの一五行にわたって無着の因縁記が記されている。続いて三紙八行目の中間部分に、

「寺門首立禪師讚」

の標題以下一一行にわたって寺門首立禪師の讚文があり、

一九行目に、

「靈州龍興寺白草院和尚」

の標題以下四紙六行目までの一五行にわたって靈州龍興寺白草院和尚の因縁記があるが、これは前述の S 二七六の末尾にある「靈州吏和尚因縁記」と同一文である。

次に四紙七行目に、

「第廿三代付法藏人聖者鶴勒那夜奢」

の標題、以下五行にわたって前述の S 三六六と同じ『付法藏伝』卷六鶴勒那夜奢章と同一文があり、一二行目には、

「聖者師子比丘從尊者鶴勒那夜奢付囑一代教時」

と記され、続いて一三行目に、

「第廿四代付法藏人聖者師子比丘」

の標題、以下五紙六行目までの一二行にわたって『付法藏

伝』卷六師子比丘章の抄録(大正五〇・三二一-c)がある。

五紙六行目から二行にわたって、

「聖者舍那波斯從尊者師子比丘受付囑一代教時」

と記されているが、これは前述の S 二七六の末尾にある「第廿五代付法藏人聖者舍那波斯」の記載とも関連して、この一連の『付法藏伝』を抄録した文献が、第二十四代の師子比丘の付法藏の人である第二十五代を舍那波斯とするいわゆる舍那婆斯系のものであることを示す重要な点である。

続いて五紙八行目に、

「劉薩訶和尚因縁記」

の標題、以下六紙一五行目までの二八行にわたって劉薩訶和尚の因縁記があり、その後の余白には三行にわたって細字にて目連と迦葉に関する記載がある。七紙一行目には、

「大唐義淨三藏讚」

の標題、以下三行にわたって義淨三藏の讚文が記され、三行目の中間部分には、

「仏図澄和尚因縁記」

の標題があつて、前述の S 二七六に「仏図澄羅漢和尚讚」と題する讚文が示された仏図澄和尚の因縁記が一一行にわかつて記されている。同じ一三行目の中間には、

「大唐三藏讚」

の標題、以下三行にわたって大唐三藏と呼ばれる玄奘三藏の讃文があり、一六行目には、

「羅什法師讃」

の標題、以下六行にわたって羅什法師の讃文がある。二二行目の下方には、

「隋淨影寺沙門惠遠和尚因縁記」

の標題、以下八紙一一行目までの一五行にわたって、隋代に活躍した淨影寺の惠遠の因縁記があり、続く一二行目には、

「遠公和尚縁起」

の標題、以下四行にわたって東晉時代に活躍した廬山の慧遠の因縁記がある。

次に八紙一六行目から一〇紙一行目までの一四行には、各々最初に「行威儀」「住威儀」「坐威儀」「臥威儀」と題して四威儀が讃じられ、一〇紙二行目から一紙八行目までの一〇行にわたっては、菩薩名や仏十大弟子名が列記されている。今その内の仏十大弟子名については、富樓那説法第一を除く次の九人の名が挙げられている。

摩訶迦旃延論義第一

聖者優婆梨持律第一

聖者須菩提解空第一

聖者阿那律天眼第一

大目乾連神通第一

舍利弗智慧第一

聖者大迦葉波頭陀第一

聖者羅睺密行第一

聖者阿難陀惣持第一

この一連の文献の末尾に当る一二紙には、二行にわたり「帰義軍節度都頭内親從守常樂県令」の句が一度も見られ、この文献の成立が敦煌の帰義軍時代（八五一—一〇三五年頃）であることを裏付けている。

2 P二七七四 『太公家教』の紙背文書で一紙一四行から

なり、一行目に、

「第十七代付法藏人聖者羅漢比丘」

の標題、以下七行にわたって僧伽難提から第十七代の付法藏の人とされる羅漢比丘への正法付囑を述べ、続いて七行目の下方に、

「第十八代付法藏人聖者僧伽耶舍」

の標題、以下末尾に至る七行にわたって羅漢比丘から第十八代の付法藏の人とされる僧伽耶舍への正法付法が述べられている。

さて、ここで注目されるのは、『付法藏伝』が僧伽難提の付法藏の人は僧伽耶舍であり、この文献の如くその間に羅漢比丘を数えていないことである。すなわち『付法藏伝』

卷六の僧伽難提章(大正五〇・三二〇a)の末尾をみると、
僧伽難提捨身已後、有_ニ羅漢名_ニ僧伽耶舍。次受_ニ付囑、
流_ニ布法眼。云々

とあって、僧伽難提に付囑を受けたのは僧伽耶舍であることが明記されている。それでは羅漢比丘についてはまたたく記載がないかというと、確かに僧伽難提章には羅漢についての記述が存するのである。ただこの羅漢は、僧伽難提がその力量を試そうとして「転輪種中生 非仏非羅漢 不受後世有 亦非辟支仏」なる偈を宣べてこれを問うたところ、この羅漢は三昧に入つて思惟するも解了することができず、神通力によつて弥勒の所に往き、その導きによつて開解し、閻浮提に還つて僧伽難提にこの事を宣べると、その智慧と神通力を賞讃された人物として記されているだけで、僧伽難提の付法の人とはされていないのである。ところがこの文献では僧伽難提の後に第十七代として羅漢比丘を別出したため、本来第十七代とされていた僧伽耶舍が第十八代に繰り下り、『付法藏伝』では第二十三代とされている最後の師子比丘が、この文献では第二十四代となつていることは前述の通りである。その意味でこれら一連の『付法藏伝』を抄録した文献が、羅漢比丘を第十七代に別出した西天祖統説を主張するものであることを明らかにしたこのP二七七四写本の出現は、極めて重要な意義を持つ

ものといわねばならない。尚僧伽耶舍章は『付法藏伝』僧伽耶舍章の抄録(大正五〇・三二〇a—b)である。

3 P二七七五 表が三紙七〇行、裏が三紙三一行で、共に今問題の『付法藏伝』の抄録や仏十大弟子名、菩薩・三藏・法師・禪師・和尚等の讚文や因縁記と関連するものである。まず表の一紙は、中央部にかなり大きな破損部分があるが、そこにはこの一連の『付法藏伝』の抄録に示された伝燈系譜の祖師名と世代数が列記されている。ただし最初の二代は欠いている。今それを示すと左記の通りである。

第三代商那和修	第四代優婆鞠多
第五提多伽	第六弥遮迦
第七伏陀難提	第八代伏陀蜜多
第九脇比丘	第十窟那奢
第十一馬鳴菩薩	第十二毗羅
第十三龍	第十六僧
第十五羅睺羅	第十八代僧伽耶舍
第十九鳩摩羅駄	第二十闍夜多
第二十一婆脩盤陀	第二十二摩奴羅
第二十三鶴勒那夜奢	第二十四代師子比丘

その後約一行分の余白があり、次に仏十大弟子名が二行にわたつて列記される。すなわち、

迦旃延 舍利弗 羅睺羅 富樓那
阿那律 優波離 須菩提 阿難陀
大目乾連 大迦葉波
である。次に二紙一行目に、

「第十一代付法藏人聖者富那奢」

の標題があり、以下五行にわたって『付法藏伝』卷五富那奢章の抄録（大正五〇・三一四c—三一五a）があり、次いで一行分の余白の後二紙六行目に、

「第十二代付法藏人聖者馬鳴菩薩」

の標題があり、まず二一行目までの一六行にわたって『付

ある。

法藏伝』卷五富那奢章に示された富那奢と馬鳴との出会いと問答をそのまま記し（大正五〇・三一四c—三一五a）、続いて二一行目下部より末尾までの八行にわたって『付法藏伝』卷五馬鳴菩薩章の抄録（大正五〇・三一五a—三一七a）がある。更に三紙一行目に、

「第十三代付法藏人聖者毗羅」

の標題、以下五行にわたって『付法藏伝』卷五比羅章（大正五〇・三一七a—b）が、そして三紙六行目に、

「第十三代付法藏人聖者龍樹菩薩」

の標題、以下二七行にわたって『付法藏伝』卷五龍樹章（大正五〇・三一七b—c）が各々そのまま記され、龍樹章は中途（三一七c・二〇行目）で断欠している。

ところで富那奢を第十一代としているのは、「一」字を後から補つたもので、本来は第十代とされていたのであり、馬鳴菩薩を第十二代としているのも、一字の上に後から「一」を加えて「二」としたもので、本来は第十一代とされていたもの、更に毗羅を第十三代としてみたものの、それに続く龍樹菩薩の第十三代と重複して困惑し、「三」を「二」に訂正しようとした様子が窺われ、従つて先に傍点を付した富那奢の十一代、馬鳴菩薩の十二代、毗羅の十三代は、各々十代、十一代、十二代と本来の姿に戻す必要がある。

以上で表が終り、次に裏に移ると、一紙は最初の二行に比較的大きな字の出典不明の文があり、三行目から八行目までの六行は細字で書かれ、三行目の最初に、

「第八代付法藏人聖者伏陀蜜多」

の標題、以下六行にわたって『付法藏伝』卷五仏陀蜜多章の抄録（大正五〇・三一四a—b）がある。続く九行目から一九行目までの二一行は、天地を逆にし、逆方向から書きされており、従つて一九行目に細字で一行あるのは出典不明であるが、一八行目から九行目までの一〇行は、『付法藏伝』卷六僧伽難提章の中途の「難提語言」から、末尾の「起塔供養」まで（大正五〇・三二〇a一四行—二三行）を書写したものである。二紙は目次とみられるものが

並列され、後半は余白となつていて、そこに記されたものは、

義淨三藏 卓哉大士 白草院史和尚
劉薩訶和尚 惠遠和尚 仏図澄

第十四聖提婆 第十五羅睺羅

である。続く三紙は余白のほぼ中央に大きな字で「第六」と書かれ、その真下に細字でおよそ七字程書かれているが不明、左方に「付法藏人□」の五字があり、最後に三行にわたって細字で目次とみられるものが列記されている。すなわち、

稠禪師解虎 龍樹菩薩讚 首立禪師頌
隋淨影寺沙門惠遠 靈州史和尚
仏図澄和尚 羅什法師

唐京師大莊嚴寺僧智興 大唐三藏讚

大唐義淨三藏 劉薩訶 宣律和尚

というものであるが、これは前述のP二六八〇にある菩薩・三藏・法師・禪師・和尚等の因縁や讚文の目次ではないかと考えられる。

4 P二七七六 糧食帳の紙背文書で三紙四一行からなり、

内容については前項に示した通りである。すなわち一紙一行目に、

「第廿四代付法藏人聖者師子比丘」

の標題、以下二紙一〇行目までの一九行にわたって『付法藏伝』卷六師子比丘章（大正五〇・三二一c）をふまえつゝ、これに鶴勒那夜奢より師子比丘への付法のこと、師子が末代の伝法はその命脈懸糸の如くであるけれども、仏教が舍那波斯に移つていけば心に誠めのしるしが生ずることを自ら悟つたこと、そして師子比丘を斬害して付法の人を絶やしめた弥羅掘王が、後に悔い改め、舍那波斯を請して正法を再興させ、かくして師子比丘の教法が更に四代に伝わったこととの三つの新説を附加することによつて『付法藏伝』の結末を改変し、その最後に、

「聖者舍那波斯徒尊者師子比丘受付囑一代教時」と書き加えている如く、師子比丘から舍那波斯へ付法されたことを主張しているのである。

続いて二紙一一行目には、

「第廿五代付法藏人聖者舍那波斯」

の標題、以下三紙一一行目までの二二行にわたって、『付法藏伝』にはないこの部分については『歴代法寶記』の師子比丘より舍那波斯への付法の記事（大正五一・一八〇a-b）を将ち來り、それに依りつつ最初に師子比丘が舍那波斯に正法を付囑したことを加え、弥羅掘王が破仏後懺悔して舍那波斯に命じて仏教を再興させ、舍那波斯より更に法が次第して菩提達摩多羅に至つたことを述べているので

ある。

ところがここで注目すべきことは、二十五代付法藏人舍那波斯以後の伝燈系譜を、『歴代法宝記』が、

(25) 舍那婆斯—(26) 優婆掘—(27) 須婆蜜多—(28) 僧伽羅叉—(29) 菩提達摩多羅

とし、「西国二十九代、達摩多羅を除けば即ち二十八代なり。」と述べて西天二十九代説を主張しているのに対し、この文献は、

(25) 舍那波斯—(26) 優婆掘須婆蜜—(27) 僧伽羅叉—(28) 菩提達摩多羅

というように、本来別人であるべき優婆掘と須婆蜜を結合して一人の人物に仕立てあげ、こうして「前後相付せる廿八代の事、本伝に有り。」という如く、西天二十八代説に変化していることである。

すなわちこのP二七七六写本の出現は、この一連の『付

法藏伝』を抄録した文献が、第二十四代師子比丘以後舍那波斯に付法されたことを示す先のP二六八〇を更に発展させ、第二十五代舍那波斯以後を『歴代法宝記』に依りつつ、更にそれを改変した独特の西天二十八代説を主張したものであることを明らかにした点で、画期的な意義を有するものである。

5 P二九七一 一紙で表が一二行と天地を逆にした二行、

裏が中間部分に細字で四行あり、前後に余白がある。表は石窟の壁面に彫像された祖師像名を列記したものとみられ、その内容は次の通りである。

東壁 第一須菩提把香鉢無弟子

第二富樓那把經無弟子

第三摩訶迦旃延把如意杖有弟子

第四阿那律坐繩床無弟子

第五優波梨把揚枝水瓶無弟子

第六羅侯羅無弟子已下並有弟子

第七闍夜多

第八婆修盤陀

第九摩奴羅

第十鶴勒那夜奢

第十一師子比丘

第十二達摩祖師

第十三惠可禪師

第十四璨禪師

第十五信禪師

第十六弘忍禪師

第十七能大師

第十八无着菩薩無弟子

第十九世親菩薩無弟子

第二十羅什法師

写經無弟子

第二十一仏図澄

第二十二劉薩訶

第二十三惠遠和尚

その後天地を逆にして記された二行はまったく無関係のものであるが、裏の中央や右寄りに細字四行で記されたものは、西天祖統説の大迦葉より提婆に至る祖師名である。

今それを示せば左の通りである。

第一大迦葉 第二阿難陀 第三商那和修 第四憂波鞠多

第五提多迦 第六弥遮迦 第七伏陀難提 第八伏陀蜜多

第九脇比丘 第十富那奢

第十一馬鳴菩薩 第十二比羅

第十三龍樹 第十四提婆

(擷筆)

確かに石窟内に彫像された祖師の名を列記したものに違いない。ただその名を見ると、第一から第六までは仏十大弟子中の六人、第七から第十一までは『付法藏伝』の第十九祖から第二十三祖まで（今問題の『付法藏伝』を抄録した文献でいえば第二十祖から第二十四祖まで）の五人の西天の祖師、第十二から第十七までは禅宗の東土六代の祖師、第十八から第廿三まではインド・中国の代表的仏教者六人という如く、著しく一貫性を欠いているのである。また各像の手にするものと弟子の有無についての細字の書き入れは後からの加筆であり、これらの像が全体で二十三を数えていることは、或いは本来は『付法藏伝』の説く西天の二十三祖像ではなかつたかと考えられる。しかしこれが本来『付法藏伝』の二十三像であつたとしても、それに仏十大弟子名、『付法藏伝』による西天の伝燈の祖師名、インド・中国の代表的な菩薩・法師・和尚の名を含んでいることは、先にP二六八〇やP二七七五において見た通り、この写本が今問題とするこれら一連の文献と密接な関係にあることは確かであり、更に禅宗の東土六代の祖師名を列ねてすることは、この文献の成立の背景に禅宗伝燈説の介在していたことが窺われる。そしてそれは、先のP二七七六において見たように『歴代法寶記』であつたと推定される。

ところで今一つ重要なことは、この文書の裏に記された

第七代に婆須蜜を含まないいわゆる舍那婆斯系のものであり、先のP二七七五と一致するものであつて、西天伝燈説に関してもやはり、今問題の一連の文献と同一範疇に入れるべきものである。

6 P 三三五五 仏教經典（題名不詳）の紙背文書で、一紙一七七行の長文である。表裏天地を逆にし、表の經典が野入り一行一七字の整然とした書体であるのに対し、裏是非常に大きな粗雑な文字で書写されている。一紙の首部三行は下半分を破損で欠いているが、一行目に、

「須菩提解空」

の標題があり、「須菩提」の右側に「把經」の書き込みがある。以下二行目より二紙五行目までの九行にわたつて四言一六句からなる須菩提の讀文がある。以下仏十大弟子について同一形式の記述があるが、煩を去けるため、標題とその位置、書き込みの内容、讀文の行数を列記するに止めた。

「摩訶迦葉頭陀第一」（一紙六行目）、「把杖」の書き込み、九行の讀文。

「聖者大目乾闥連神通第二」（二紙一五行目）、「念珠」の書き込み、八行の讀文。

込み、七行の讃文。

「富樓羅説法第一」（四紙一行目）、「把意杖」の書き込み、七行の讃文。

「優婆利持律第一」（四紙九行目）、「歛枝」の書き込み、八行の讃文。

「羅睺羅密行第一」（五紙三行目）、書き込み、讃文共になし。

「阿難惣持第一」（五紙四行目）、書き込みなし、七行の讃文。

以上仏十大弟子中八弟子を挙げた後、五紙一二行目より六紙四行目までの一〇行にわたって左記の付法に関する記述がある。

「聖者脇多從尊者伏陀律多承受付囑一代時」

「聖者伏陀々密多從者伏陀難提承受付囑時」

「聖者伏陀難提從尊者弥遮迦承受付囑十二佛教時」

「聖者弥遮迦從尊者提多迦承受付囑深妙教時」

この記述は誤記も多いが、先のP二七七五による西天祖燈説でいうと、⑧伏陀蜜多—⑨脇比丘、⑦伏陀難提—⑧伏陀

蜜多、⑥弥遮迦—⑦伏陀難提、⑤提多伽—⑥弥遮迦というように、第五代提多伽から第九代脇比丘に至る五代の伝燈を逆の順序で列記したことが知られる。次に再び仏十大弟子の一人である阿那律の記載となる。すなわち六紙五行目

に、

「阿那律天眼第一」の標題があり、書き込みはないが以下六行にわたる讃文がある。続く一二行目の釈道安の標題が、

「釈道安第一」

というように、「第一」を付しているのは、仏十大弟子の標題形式にまどわされたためであろう。以下一二行にわたる讃文があり、その後七紙七行目には、

「仏図澄聖僧々々々」

という標題があり、以下一〇行にわたる讃文があるが、これは前述のS二七六の「仏図澄羅漢和尚讃」と同一文である。

さて、これ以下は『付法藏伝』の抄録が続く。すなわち七紙一八行目には、

「第七代付法藏人聖者伏陀難提」

の標題以下一〇行にわたって『付法藏伝』卷五仏陀難提章（大正五〇・三一四a）に正法付囑の事を加上した略伝があり、続く八紙一〇行目には、

「第一代付法藏人聖者富那奢」

の標題、以下九行にわたってP二七七五と同一内容の『付法藏伝』卷五富那奢章の抄録（大正五〇・三一四c—三一五a）があるが、この「第一代」というのは明らかに「第

代」の誤りである。次には各二行ずつ四行にわたって、

「聖者馬鳴菩薩從尊者富那奢承受付嘱時」

「聖者比羅從尊者馬鳴菩薩受付嘱時」

という¹⁰富那奢—¹¹馬鳴菩薩、¹¹馬鳴菩薩—¹²毗羅の付法の事があり、九紙四行には、

「第十七代聖者羅漢比丘」

の標題があり、以下七行にわたって『付法藏伝』卷六僧伽難提章（大正五〇・三二〇a）に闡説される羅漢をとり出し、これを第十七代の付法藏の人に仕立てあげているが、これは前述のP二七七四の場合と同一であり、この一連の文献の主張する西天祖統説が、第十七代を羅漢比丘とする独特のものであることを示している。ついで九紙一二行目には、

「聖者僧伽耶舍從尊者羅漢比丘受付嘱時」

という¹⁷羅漢比丘—¹⁸僧伽耶舍の付法の事があり、その記事を承けるように、九紙一四行目には、

「第十八代付藏人聖者僧伽耶舍」

の標題、以下九行にわたって『付法藏伝』卷六僧伽耶舍章の抄録（大正五〇・三二〇a—b）に正法付嘱の事を加上した略伝がある。しかし、このように付法の記事と『付法藏伝』の抄録が一致するのはごく僅かであって、次の九紙二三行目には、

「聖者羅漢比丘從尊者僧伽難提承受付嘱時」

という¹⁶僧伽難提—¹⁷羅漢比丘の付法の事がありながら、

それに続く一〇紙二行目には、

「第六代付法藏人聖者弥遮迦」

の標題と、以下一二行（後の八行は上部一字を欠く）にわたり『付法藏伝』卷五弥遮迦章（大正五〇・三一三c—三一四a）の引用があつて必ずしも一致しない。

最後は一〇紙一行目に、

「□十二代付法藏人聖者比羅」

の標題、以下一一紙一一行目までの一三行（初の二行は上部一字を欠く）にわたって『付法藏伝』卷五比羅章（大正五〇・三一七a—b）の引用がある。この第六代弥遮迦章、第十二代比羅章の内容は、『付法藏伝』の該当部分をそつくりそのまま引用したものであるが、特に末尾には『付法藏伝』にはない「舍利を收取し、塔を起てて供養した」とが付加されており、これがこの一連の『付法藏伝』の抄録乃至は引用に共通した特色となつていて。

7 P三五七〇 般若系統の經典の紙背文書で、四紙九行からなる一紙一行目に、

「南山宣律和尚讚」

の標題、以下二紙四行までの一〇行にわたって南山律宗の道宣和尚の讚文があり、二紙五行目に、

「隋淨影寺沙門慧遠和尚因縁記」

の標題、以下三紙三行目までの二四行にわたってP二六八〇と同一内容の淨影寺慧遠の因縁記がある。

続く三紙四行目に、

「劉薩訶和尚因縁記」

の標題、以下四紙一三行目までの三五行にわたってP二六八〇と同一内容の劉薩訶和尚の因縁記があり、四紙一四行目には、

「靈州龍興寺白草院史和尚」

の標題があり、末尾の四紙三〇行目までの一七行にわたってS二七六・P二六八〇と同一内容の靈州龍興寺白草院史和尚の因縁記があるが、末尾は破損により断欠している。

さてこの写本は、大きさの異なる一二紙二四頁の冊子本であり、今表というのは本来の『來往狀牒』でいえば裏を指すことになるが、ここでは現状により頁数を用いることにしたい。また長文にわたるものであり、内容的には前述のP三三五五と共通する部分が多く、両者の関係は極めて密接である。以下その概要を述べてみよう。

一頁は一行目に、

「第四代付法藏人聖者優波毘多」

の標題、以下一八行にわたって『付法藏伝』卷三・四優波毘多章の抄録（大正五〇・三〇四c—三一三b）があり、一二紙を裏にして右と同じにし、冊子状のものにした上で裏から書き始め、従つて表の『來往狀牒』が出た場合にはその行間や余白部分に書写した長篇の写本である。第二紙の『來往狀牒』に不鮮明ながら「廣順五年正月」の紀年があるが、廣順の年号は後周の太祖の時の年号で、元年（九五二）

一月より四年（九五四）一月まで太祖が没し、世宗に代つて顯德と改元されるから、廣順五年（九五五）はなく、實際は顯德二年の筈である。しかし中原を離れた西辺の敦煌で

「第七代付法藏人聖者伏陀難提」

とあり、以下六行にわたって「第四、第三の夢」の記載があるが、出典は不明である。二五行目に、

の標題、以下二頁二行目までの六行にわたって『付法藏伝』卷五仏陀難提章（大正五〇・三一四a）に正法付囑、收取舍利、起塔供養の記事を附加した略伝がある。

二頁は二行目から三行目に、

「聖者伏陀蜜多從尊者伏陀難提受付囑一代教時」とあり、以下五行にわたって「第六、第七の夢」の記載がある。八行目に、

「第九代付法藏人聖者脇比丘」

の標題、以下一行にわたって『付法藏伝』卷五脇比丘章（大正五〇・三一四b—c）のそのままの引用があり、二〇行目に、

「聖者富那奢從尊者脇比丘受付囑時」とある。

三頁は一行目に、

「第五代付法藏人聖者提多迦」

の標題、以下一七行にわたって『付法藏伝』卷五提多迦章の抄録（大正五〇・三一三b—c）があり、四頁は末尾に天地を逆にして、

「聖者弥遮迦從尊者」

の書き込みがある。

五頁は一行目に、

「第六代付法藏人聖者弥遮迦」

の標題、以下八行にわたって『付法藏伝』卷五弥遮迦章（大正五〇・三一三c—三一四a）に收取舍利、起塔供養を付加した略伝があり、九行目から一〇行目に、

「聖者伏陀難提從尊者弥遮迦受付囑一代教時」

とある。以下三行にわたって「第五の夢」の記載があり、一二行目から一三行目に、

「第八代付法藏人聖者伏陀蜜多」

の標題、以下七行にわたって『付法藏伝』卷五仏陀蜜多章の抄録（大正五〇・三一四a—b）がある。

六頁は一行目から五行にわたって「第八、第九の夢」の記載があり、六行目に、

「聖者脇比丘從尊者伏陀蜜多受付囑時」とある。

七頁は一行目に、

「第十代付法藏人聖者富那奢」

の標題、以下七行にわたって『付法藏伝』卷五富那奢章の抄録（大正五〇・三一四c—三一五a）があり、八行目に、「聖者馬鳴菩薩從尊者富那奢受一代教時」とあり、九行目に、

「唯識大師无着菩薩本生縁」

の標題、以下八頁七行目までの二三行にわたってP二六八〇と同一文の無着菩薩の因縁記がある。

九頁は一行目に、

「第十一代付法藏人聖者馬鳴菩薩」

の標題、以下二八行にわたって『付法藏伝』卷五富那奢章

馬鳴菩薩章の抄録（大正五〇・三一四c—三一七a）があり、二八行目から二九行目に、「聖者比羅徒尊者馬鳴菩薩受付囑時」とある。

一〇頁は一七行にわたり、例えば「世親菩薩徒先無着菩薩受制千部論時」の如く、釈尊、無着、世親に関する種々の因縁話をとりあげて、それらが起つたとされる時を列記する。

一一頁は一行目に、

「第十二代付法藏人聖者比羅」

の標題、以下八行にわたって『付法藏伝』卷五比羅章（大正五〇・三一七a—b）に收取舍利、起塔供養を附加した略伝があり、九行目には、

「聖者龍樹菩薩徒尊者比羅受付囑時」

とあり、一〇行目以降は上半分の四行と下半分の三行に分かれる。上半分は一二頁二行目までの六行にわたって細字にて、第二十五代舍那波斯章に『歴代法寶記』に依つて述べる罽賓國王が師子比丘を斬ったところ白乳が流れたが、末梶尼や弥沙訶の場合は凡夫と同じく血が流れ、國王が改心したという記事があり、下半分は三行にわたって世親菩薩に関する略伝の末尾がある。

一二頁は先の一〇頁と同様に、弥勒と無着に関する因縁

話の時を示した三行があるので、以下は余白である。

一三頁は一行目から六行にわたって「第二、第十の夢」の記載あり、七行目から一六行にわたって仏十大弟子の内、

「舍利弗智惠第一」

「大目乾連神通第一」

「摩訶迦葉頭陀第一」

「須菩提解空第一」

の標題のもとに、P三三五五と同一の四人の讀文があり、

一四頁は白紙である。

一五頁は一行目から二行目に、

「大迦葉不悟日時、釈迦如來再現大身相、廣為說法、受付囑單傳一代教法時」

とあり、二行目から四行目に「第一の夢」の記載がある。五行目から二〇行にわたって仏十大弟子の内、先の一三頁に続く五人が出現し、

「富樓那說法第一」

「摩訶旃延論語第一」

「阿那律天眼第一」

「優波離持律第一」

「阿難陀惣持第一」

の標題のもとに、P三三五五と同一の讀文がある。

一六頁は最初の五行にわたってペンによる細字にて、例

えば「第一代白象前」の如く像の模様が示され、以下余白となつてゐる。

一七頁は一行目に、

「聖者泗州僧伽和尚元念因縁」

の標題、以下一行にわたつて元念和尚の因縁記があるが、出典は不明である。一二行目に、「張僧瑤邈此和尚真影時」

とあり、一三行目に、

「寺門首立禪師讚」

の標題、以下一二行にわたつてP二六八〇と同一の讀文がある。

一八頁は一行目に、

「靈州龍興寺白草院和尚」

の標題、以下一八行にわたつてP二六八〇、P三五七〇と同一の讀文があり、一九行目に、

「隋淨影寺沙門惠遠和尚因縁記」

の標題、以下一九頁一〇行目までの一九行にわたつてP二六八〇、P三五七〇と同一の讀文がある。一行分の余白の後、一一行目から五行にわたつて龍樹に関する因縁話の時を示した記載があるが、二〇頁は白紙である。

一一頁は一行目に、

「劉薩訶和尚因縁記」

の標題、以下二三頁二行目までの二七行にわたつてP二六八〇、P三五七〇と同一の讀文があり、二行目には「赫連驢耳、王和尚以水灑之、却復人耳」の書き込みがあるが、出典は不明である。一行分の余白の後、三行目から五行にわたつて羅什法師の因縁記とみられるものがあり、更に二行分の余白の後、八行目には「世親菩薩化縁將畢、便捨命行。門徒子弟起塔供養」という世親の略伝の末尾がある。以下九行目から四行は、先の一一页末尾上半分の四行と一二頁の二行に記された罽賓國王の破仏の記事、一二行目から五行は同じく一二頁三行目から三行に記された弥勒と無着に関する因縁話の時を示した記事の再録であり、一六行目から一七行目にかけては先の破仏の記事の一部である。そして一八行目には、

「聖者摩奴羅從尊者世親菩薩付囑時」

とあり、以下余白となつていて、

二三頁は一行目に、

「大唐義淨三藏讚」

の標題、以下四行にわたつて義淨三藏の讀文があり、五行目に、

「梁朝第一祖」

の標題、以下二四頁一五行目までの三七行にわたつて『歷代法寶記』菩提達摩多羅章の最初より末尾の西國及び東国

の弟子に関する僅かの記事を除いたほぼ全文（大正五一・一八〇c三行目—一八一a一七行目）をそのまま引用して終るのである。ここに再び『歴代法宝記』を引用した菩提達摩多羅すなわち禪宗第一祖の菩提達摩の伝を詳述していることは、先のP二七七六における舍那波斯以降菩提達摩多羅に至る『歴代法宝記』の依用と相俟つて、この一連の文献の性格を探る上で重要な鍵を提供するものである。

9 P四九六八 二紙で表の三四行が『付法藏伝』の抄録、裏の三二行が仏十大弟子讃（末尾に『羅什法師讃』の首部を含む）であり、表裏天地が逆になつていて、まず表の一紙一行に、

「第七代付法藏人聖者伏陀難提」

の標題とその下に朱で「商那和修了是也」の書き入れがあり、以下七行にわたって『付法藏伝』卷五仏陀難提章（大正五〇・三一四a）に正法付囑、收取舍利、建立宝塔の記事を附加した略伝があり、九行目に、

「第八代付法藏人聖者伏陀蜜多」

の標題、以下二紙二行目までの九行にわたって『付法藏伝』卷五仏陀蜜多章の抄録（大正五〇・三一四a—b）に正法付囑の記事を附加した略伝がある。

二紙三行目に、

「第九代付法藏人聖者脇比丘」

の標題、以下一二行にわたって『付法藏伝』卷五脇比丘章（大正五〇・三一四b—c）をほぼそのまま引用した略伝があり、一六行目に、

「第十二代付法藏人聖者比羅」

の標題、以下二行にわたり『付法藏伝』卷五比羅章の首部（大正五〇・三一七a—b）のみがあつて以下断欠している。

一方裏は、一紙一行目に、

「舍利弗智惠第一」

の標題と右下に細字で「手執如意」の書き入れがあり、以下五行にわたって舍利弗の讃文がある。五行目に、

「阿那律天眼第一」

の標題と右下に細字で「持□」の書き入れがあり、以下五行にわたって阿那律の讃文がある。一〇行目に、

「須菩提解空第一」

の標題と右下に約三字（不明）の書き入れがあり、以下五行にわたって須菩提の讃文がある。末尾の一六行目に、

「摩訶迦葉頭陀第一」

の標題と右下に「住錫」の書き入れがあり、二紙一行目にから五行にわたって迦葉の讃文がある。六行目に、

「大目乾連神通第一」

の標題と右下に「手」の書き入れがあり、以下六行にわ

たつて日蓮の讀文がある。一一行目に、

「富樓那説法第一」

の標題と右下に「經挾」の書き入れがあり、以下五行にわたり富樓那の讀文がある。最後の一六行目下方に、「羅什法師贊」の標題と右下に「念珠」の書き入れがあり、以下を欠いている。

(三) オルデンブルグ本

レニン格ラードにある東洋学研究所所蔵のオルデンブルグ本については、現地調査をしておらず、マイクロフィルムも未将来なので、メンシコフ氏の目録による以外に方法がないが、今問題の文献と関係があるとみられるものに、次の二点がある。

- 1 L二六四一 『付法藏伝』を参考すべきことが述べられ、世尊、阿難、商那和修、毘多の名が挙げられている。
- 2 L二九四七 仏十大弟子讀の内の「[富] 樓那説法第一」と「須菩提解空第一」の名が挙げられている。

四、結

以上P二七七六写本の本文紹介を中心に、その異本として知られた数多くの写本の概要を述べて来た。敦煌文献の中では『付法藏伝』そのものの写本としては、卷六の一部すなわち

第十四代迦那提婆章の中途から第十七代鳩摩羅駄章の中途まで（大正五〇・三一九a一七行目—三二〇c一六行目）に相当する首尾を欠く八紙からなるS一七三〇と、卷三の中途より卷四末までの第四代憂波毘多章（大正五〇・三〇八b二行目—三一三b三行目）に相当する首部を欠く一七紙からなるP二一二四の二点を数えるに過ぎないのに対して、今問題の『付法藏伝』の抄録、乃至は逆に正法付囑、收取舍利、起塔供養の三項目を附加した内容を有する一連の写本が、およそ一五点を数えることは、『付法藏伝』そのものよりも、それを依用しつつ、更に発展させた形のものが用いられたことを意味する。

特に『付法藏伝』は、天台智顕がいうように本来は西天二十三祖説、第三代に末田地を数えれば二十四祖説となるのであるが、今問題の一連の写本によつて明らかになつた西天祖燈説は、第三代末田地を除き、第十七代に他に例をみない羅漢比丘を加えた二十四祖説を主張するものである。この第十七代に羅漢比丘を加えた新二十四祖説は、後に密教で依用されるものであり、その点でも特に注目すべきものである。

そして今一つは、この新たに二十四祖説が第二十四代の師子比丘で付法断絶することなく、その後は禪宗燈史の一つである『歴代法寶記』（七七四）を依用して、舍那波斯から菩提達摩多羅への付法を加上し、しかも西天二十九代説の『歴代

法寶記』から一步前進して、菩提達摩多羅を西天二十八祖とする伝燈を主張しようとしていることである。恐らくそれは、九世紀初頭の婆須蜜系の『宝林伝』（八〇一）の出現によって、西天二十八祖説が確定した以後において、『歴代法寶記』によりつとも、その二十九祖説を二十八祖説に改めなければならぬ必然性にせまられて出現した過渡的產物と考えられる。

仏十大弟子讚、西天二十八祖の伝燈説、インド・中国の代表的な菩薩・三蔵・法師・禪師・和尚の因縁記や讚文等を雜然と集録したこれら一連の文献の成立の背景や他の伝燈資料との関係等については、別の機会に譲ることにしたい。